

公 示

部外技能訓練（大型自動車1種限定解除）講習 契約希望者募集要領

分任契約担当官
自衛隊帯広地方協力本部長
弓 場 信 行

部外技能訓練（大型自動車1種限定解除）講習の契約を希望する者は、下記に基づき応募してください。

記

1 公募に付する事項

部外技能訓練（大型自動車1種限定解除）講習
別紙第1仕様書のとおり。

2 公募に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条の規定に該当しない者
- (2) 防衛省から取引停止等の措置を受けている期間中でない者
- (3) 秘密等を取り扱う場合は、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができる者
- (4) 契約の履行にあたって必要となる知的財産権に関して、法令に定められた権利及び技術的知識を使用可能な者で、かつ、法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じている者
- (5) 警視庁又は道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する役務及び物品等の契約から排除する要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 公募しようとする役務の履行を保証できる者
- (7) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及び技術を有している者

3 応募方法

- (1) 応募する者は、別紙第2の「参加表明書」及び次の項目を証明する具体的資料（以下、「審査資料」という。）を提出しなければなりません。
 - ア 過去3年間の類似する事業の受注実績一覧表
 - イ 設備及び体制等を証明する書類（組織図、派遣等計画、安全体制等）
 - ウ 法令、規定等に基づく許認可証等の写し。
 - エ 秘密等を取り扱う場合は、保全体制を証する書類
 - オ 下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表
 - カ その他、契約の履行にあたり必要とする書類等

- (2) 参加表明書及び審査資料（以下、「提出資料」という。）は受付期限内に1部を提出先に持参又は郵送するものとします。
- (3) 受付期限
平成29年9月22日（金）まで。
- (4) 受付時間
土曜日、日曜日及び祝日（以下、「休日」という。）を除く毎午前9時から午後5時まで。
ただし、正午から午後1時までの間を除く。
- (5) 提出先
〒080-0024 帯広市西14条南14丁目4
自衛隊帯広地方協力本部総務課会計班
電話 0155-23-2485（内線2701）

4 提出資料の審査等

- (1) 応募者は、自衛隊帯広地方協力本部の担当者（以下、「担当者」という。）から提出資料等について説明を求められた場合には、その都度説明しなければなりません。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き必要な資料等を提出しなければなりません。
- (2) 応募者は、担当者から調査のための協力依頼があった場合には、当該事務所等への立ち入りを含め調査に協力しなければなりません。
- (3) 提出された資料等により、契約の円滑な履行能力の有無を審査します。

5 審査結果の通知

公募指名競争に参加させることが適当と認められた者に対しては、審査合格の通知を行います。その他の者に対しては、審査不合格の通知を行います。

6 疑義の申立て

- (1) 審査結果に疑義がある者は、分任契約担当官に対し審査不合格の理由について、以下により書面をもって説明を求めることができます。
 - ア 提出期限
審査結果の通知を受領した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内
 - イ 提出場所
3の（5）に同じです。
 - ウ その他
書面は持参又は郵送するものとします。
- (2) 分任契約担当官は、審査結果について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面により回答します。

7 疑義の再申立て

- (1) 6の（2）の説明に不服のある者は、疑義に対する回答を受領した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に、書面により疑義の再申し立てを行うことができます。
- (2) 分任契約担当官は、再申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面により回答します。

8 資料等の提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料等に虚偽の記載をした者は、当該案件の公募指名競争に参加させることが適当と認められなかった者とするとともに、自衛隊帯広地方協力本部の他の指名競争又は随意契約の相手方としない場合があります。
- (2) 提出資料等の作成及び提出に要する費用等は、提出者の負担とします。

- (3) 提出された資料等は、原則として返却しません。
- (4) 提出された資料等は、提出者に無断で他の目的で使用しません。
- (5) 原則として、提出期限以降における提出資料等の差換え及び再提出は認めません。ただし、審査の必要から当該項目に対する補足資料等を求めることがあります。

9 応募者の義務等

応募者で指名の通知を受けた者は、必ず公募指名競争に参加し、合理的な金額の見積書又は入札書を提出しなければなりません。

10 その他の注意事項

- (1) 本公示記載事項の詳細及び不明な点については、3の(5)に記載されている提出先に照会してください。
- (2) 装備品等及び役務の調達に係る指名停止等については、別紙第3による。

陸上自衛隊仕様書			
仕様書番号		作成年月日	平成 29 年 9 月 11 日
件名	部外技能訓練 (大型自動車 1 種限定解除)	作成者	自衛隊帯広地方協力本部援護課 近藤 秀明
<p>1 総 則</p> <p>適用範囲</p> <p>この仕様書は、自衛隊帯広地方協力本部で実施する部外技能訓練（大型自動車 1 種限定解除）について規定する。</p> <p>2 実施要領</p> <p>任期満了退職予定自衛官を対象とし、大型自動車 1 種限定解除運転免許を取得するために必要な技能講習を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 教習期間</p> <p>ア 第 1 回目：平成 29 年 10 月 16 日（月）～10 月 19 日（木） ※ 予備日：10 月 20 日（金）</p> <p>イ 第 2 回目：平成 29 年 10 月 23 日（月）～10 月 26 日（木） ※ 予備日：10 月 30 日（月）</p> <p>(2) 教習時間</p> <p>午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分 ※ 帯広駐屯地と教習所間の送迎実施（教習開始及び終了時）</p> <p>(3) 教習場所</p> <p>教習所内教習コース及び教習所の指定する一般道路</p> <p>(4) 受講予定人員</p> <p>ア 第 1 回目：4 名 イ 第 2 回目：4 名</p> <p>(5) 教習費用等</p> <p>ア 受講者 8 名が、大型自動車 1 種限定解除運転免許を取得するために必要な教習費用並びに技能補習料金、技能補習検定料の金額をそれぞれ単価で決定する。</p> <p>イ 教習所が規定する施設維持費、入学金等は教習費用に含むものとし、第 2 項第 5 号ア項の金額の他に別途費用は発生しないものとする。</p> <p>ウ 技能補習料金及び技能補習検定料についても、第 2 項第 5 号ア項の金額の他に別途費用は発生しないものとする。</p> <p>エ 事故等のため受講人員が減る場合は第 2 項第 5 号ア項の金額を減ずる。</p> <p>3 管理事項</p> <p>(1) 教習所内における専用待機場所の提供</p> <p>(2) 技能講習時における効率的な教習の実施</p> <p>4 提出書類</p> <p>官と契約を締結した相手方は、教習開始前に教習のカリキュラムを官に提出すること。</p> <p>5 検 査</p> <p>検査は、本仕様書に基づき実施するものとする。</p> <p>6 その他</p> <p>本仕様書に定めがない事項または疑義が生じた事項については、協議の上決定する。</p>			

参加表明書

平成 年 月 日

分任契約担当官
自衛隊帯広地方協力本部長
弓 場 信 行 殿

所 在 地
会 社 名
代 表 者 名

印

当社は、帯広地方協力本部公示第5号（平成29年9月11日）の公募に関し、関係資料を添えて下記のとおり応募します。なお、公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約致します。

添付書類

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合